

特定技能外国人の労働安全の確保のために講ずる措置について

木材産業特定技能協議会運営要領（令和6年10月9日木材産業特定技能協議会決定第1号）第2条第二号の規定に基づき、木材産業分野における特定技能外国人の労働安全を確保する観点から、木材産業分野における特定技能所属機関（以下「特定技能所属機関」という。）が講ずべき措置等を次のように定める。

（特定技能所属機関が講ずべき措置）

第1条 特定技能所属機関は、特定技能外国人を勤務させる事業所において、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け」（令和3年2月26日林野庁）に基づく取組を行うものとする。

（取組状況の確認）

第2条 特定技能所属機関は、前条の取組状況について一般社団法人全国木材組合連合会による確認を受けなければならない。

（協議会への報告）

第3条 特定技能所属機関は、木材産業特定技能協議会入会規程（令和6年10月9日木材産業特定技能協議会決定第2号）第2条に定める木材産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）への加入申請に当たり、同第2項第3号に定める書類として、前条の確認を受けたことを証する書面を協議会の事務局に提出するものとする。

2 特定技能所属機関は、おおむね二年ごとに、前条に掲げる取組状況の確認を受けるとし、当該確認を受けたことを証する書面を協議会の事務局に提出するものとする。

附 則

本決定は、令和6年10月9日から適用する。